書類提出に係る注意事項

●注意事項（１）

【別添】外務省通知の２ページ目にある「海外修学旅行等実施校へのご案内」において、

「（１）領事サービスセンター宛の依頼書（書式自由）」については、私学振興室で作成しますので各学校で用意する必要はありません。添付した（別紙１）知事宛通報書式をご提出ください。なお、（別紙１）知事宛通報書式について職印は必要ありません。他の書類とともに電子メールで提出ください。

●注意事項（２）

外国籍の生徒等が海外修学旅行等に参加する場合（高等課程設置の専修学校を含む）は、「（別紙４）外国籍生徒の再入国に対する個人識別情報の提供免除」についてのみ学校長の職印が必要です。押印したものを３部作成してください。写しをメールで提出していただいた後、原本（押印した３部）を郵送で私学振興室へお送りください。

●注意事項（３）

「（別紙２）旅行届」については、2024年11月21日に改訂されています。記載項目が２箇所増えていますので、必ず新様式で作成してください。

●注意事項（４）

必ず、出発の２５日前までに私学振興室へ提出していただくようお願いします。

（ホームステイ先一覧については、後日準備出来次第、電子メールにて送付ください。）

認可グループ海外修学旅行等担当　渡邊

TEL　052-954-6188　　FAX 　052-971-9889

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　shigaku@pref.aichi.lg.jp